○東北地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
二本松市大平山一二番一〇から同市大平山九番四まで	前	三〇・七〇～五五・二一メートル	〇・〇三七キロメートル
	後	三二・三七～五一・八二メートル	〇・〇三七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	二本松市大平山一二番一〇から同市大平山九番四まで	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十七日

○東北地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	栗原市金成沢辺神林一六四番一から同市金成沢辺神林一八五番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十七日

○東北地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
平川市碇ヶ関西碇ヶ関山国有林七二〇林班い3小班から同市碇ヶ関西碇ヶ関山国有林七二〇林班ぬ1小班まで	前	二〇・八〇～七七・三〇メートル	一・五二〇キロメートル
	後	一九・一二～七七・三〇メートル	一・五二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	平川市碇ヶ関西碇ヶ関山国有林七二〇林班い3小班から同市碇ヶ関西碇ヶ関山国有林七二〇林班ぬ1小班まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十七日

○東北地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十八号	天童市大字山口字原ノ前一九五七番一一から同市大字山口字原ノ前一九一三番二まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十七日

○東北地方整備局告示第五十九号

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十六条第一項の規定により本整備局長において実施中の一般国道の特定災害復旧等道路工事は次のとおり完了するので、大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第十七条第一条の規定により告示する。

令和八年三月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	工事区間	工事完了の期日
三百四十九号	宮城県伊具郡丸森町耕野字不動から同町舘矢間山田まで	令和八年三月二十七日

○関東地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都江戸川区松島一丁目二六九五番二から同区松島一丁目二八一六番一まで	前	二八・八三～三三・〇〇メートル	〇・一二〇キロメートル
	後	三三・〇〇～三三・〇〇メートル	〇・一二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十四号	東京都江戸川区松島一丁目二七一九番一から同区松島一丁目二五四五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十八日